

神奈川県警察本部生活安全部と 「違法民泊対策及び民泊の適正な運営の確保に関する協定」を締結しました

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際イベントを控え、健全な民泊の推進が一層求められている中、違法民泊の排除及び民泊の適正な運営の確保を図ることを目的に、神奈川県警察本部生活安全部と次のとおり連携、協力に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

1 協定締結の相手方

神奈川県警察本部
生活安全部長 新田 泰弘 氏

2 協定締結日

令和元年10月1日(火)

3 協定の主な内容

違法民泊の排除並びに民泊に起因する公衆衛生上の危害及び周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、本市と神奈川県警察本部生活安全部が次の事項について連携し、協力を行うものです。

- (1) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業者並びに旅館業法に基づく旅館業の営業者及び無許可営業者(以下「営業者等」という。)の情報の共有に関する事項
- (2) 営業者等への調査・指導等に関する事項
- (3) 住宅宿泊事業法違反者及び旅館業法違反者への措置に関する事項
- (4) 違法民泊の排除のための啓発等に関する事項
- (5) その他民泊の適正な運営の確保に必要な事項

民泊とは

法律上明確な定義はありませんが、本協定においては、住宅(戸建住宅やマンションなどの共同住宅等)の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指して「民泊」としています。

問い合わせ先
健康福祉局保健所生活衛生課
電話：042-769-8347